

## 競争参加資格確認申請における注意事項

競争参加資格確認申請書の提出につきましては、「入札説明書」及び「競争参加資格確認資料作成要領」を熟読し、下記の事項に留意のうえ間違いのないようにお願いいたします。

なお、提出期限以降における資料の差替え及び再提出は、一切認めません。

### 記

1. 建物用途、構造、延べ床面積、改修面積及び配置予定技術者の工事経験（以下「建物用途等」という。）が確認できる書類（CORINS の工事カルテの写し、設計図書の写し）を提出して下さい。
2. CORINS の工事カルテ、設計図書がない場合は、発注者の施工証明（写しでも可）を提出して下さい。
3. 配置予定技術者の工事経験については必ず、CORINS の工事カルテの写し又は当該工事に従事したことを証明する発注者の証明書（写しでも可）を提出して下さい。
4. 建物用途等が確認できる書類（CORINS の工事カルテの写し、設計図書の写し、発注者の施工証明）が提出されない場合は競争参加資格無しとします。
5. 「同種工事の判断基準」における建物用途の基準を以下に示します。

#### I 校舎

視聴覚室、研修室、教室、ゼミ室及び教員室の合計面積が過半を超える建物をいう。

#### II 研究施設

実験室、研究室（人文科学系のものを除く。）の合計面積が過半を超える建物をいう。

#### III 事務所・庁舎

事務室（上級室を含む。）、会議室、及び研修室の合計面積が過半を超える建物をいう。

#### IV 病院・医療施設

手術室、集中治療室、診療室、病室及び医療検査室の合計面積が過半を超える建物をいう。

#### V 集合住宅・宿泊施設（研修施設）

宿泊室及び寮室の合計面積が過半を超える建物をいう。

#### VI 図書館

資料室、図書室、書庫及び閲覧室の合計面積が過半を超える建物をいう。

#### VII 体育館・屋内運動施設

体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積が過半を超える建物をいう。